

聖籠町中小企業融資あっせん規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月5日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町規則第3号

聖籠町中小企業融資あっせん規則の一部を改正する規則

聖籠町中小企業融資あっせん規則(昭和49年聖籠町規則第12号)の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

別表に備考として次のように加える。

備考

- 1 中小企業振興資金の貸付を受けている者が、再び当該貸付のあっせんを受けようとする場合の融資金額は、それぞれの貸付について別表に定める融資金額の上限の額から当該貸付に係るその時点での借入残額を差し引いた額以内とする。
- 2 中小企業近代化資金は、2つ以上の資金にまたがって申込みことはできないものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。